

【平成 24 年度から平成 26 年度までの介護保険料】

段 階	対 象 者	介護保険料（年額）		
		改定前（H23）	改定後	改定額
第 1 段階	生活保護の受給者 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	21,000 円	28,200 円	7,200 円
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の人	21,000 円	28,200 円	7,200 円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で第 2 段階に該当しない人	31,440 円	42,300 円	10,860 円
第 4 段階 （特例）	世帯員に住民税が課税されている者がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の人	34,880 円	46,810 円	12,010 円
第 4 段階 【基準額】	世帯員に住民税が課税されている者がいるが、本人は住民税非課税の人	42,000 円	56,400 円	14,400 円
第 5 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 190 万円未満の人	52,440 円	70,500 円	18,060 円
第 6 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 190 万円以上の人	63,000 円	84,600 円	21,600 円



65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の介護保険料は、介護保険法施行令第 38 条、39 条の基準に従い、安平町の条例によって定められています。

介護保険料に関する条例は、概ね 3 年ごとに見直され、要介護者数の増減や一人当たりの介護サービス利用料の増減などの要素を踏まえて改定されます。

平成 23 年度までの安平町の保険料の基準額（第 4 段階）は、年額 42,000 円（月額 3,500 円）で管内でも低い水準でしたが、この 3 年間で介護サービスの利用が増加したことなどを含め、前頁の改定の主な理由により今回大幅な介護保険料の値上げになりました。

【問合せ】健康福祉課保険医療室介護保険グループ TEL 25 - 4555

「安平町在宅高齢者等生活支援事業」の一部見直しについて

安平町在宅高齢者等生活支援事業は、在宅高齢者、しょうがい者等の方々を対象に自立した生活を確保するとともに、介護者の負担を軽減することを目的として実施していますが、介護保険制度の改正に伴い、類似する事業について、4 月 1 日より次のとおり見直しとなりましたのでお知らせします。

（一部改正）

・ **外出支援事業**

介護認定を受けられている方で、公共の交通機関による単独での外出が困難な在宅高齢者を対象に移送サービスを行っていますが、今回の改正で低所得者を対象とした制度となりました。

※所得制限の条件が追加されました。

・ **通院移送車運行事業**

透析患者等を苫小牧市内の医療機関への通院送迎を行っていますが、道路交通法の改正に伴い、移送者の定員制限がされたことにより、概ね 65 歳以上の方で、定員 7 名を限度として定期的に通院を必要とする透析患者を優先し、通院送迎することとなりました。

事業移行や見直しで廃止される事業	主な理由
<ul style="list-style-type: none"> 軽度生活援助事業（訪問介護） 生きがい活動支援通所事業（通所介護） 生きがい活動支援通所事業（通所リハビリテーション） 	平成 18 年度の介護保険法の改正により新設された介護予防給付及び地域支援事業の創設に伴い、事業の対象者が移行したため、廃止することとなりました。
<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具貸出事業 	貸出介護用ベッド等の福祉用具の老朽化が進み、社会福祉協議会による福祉用具貸出事業で対応いたします。